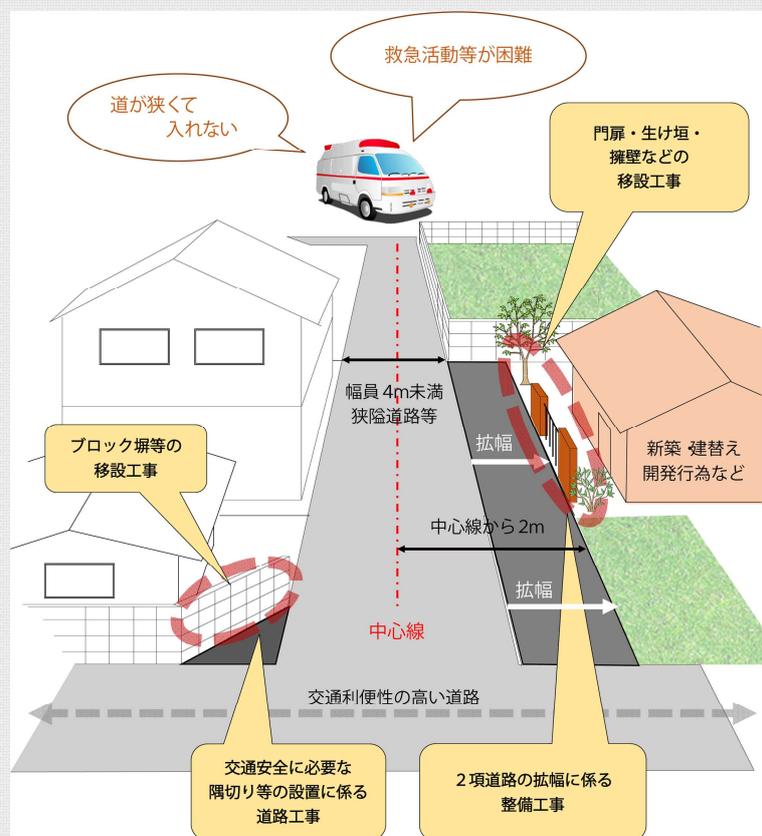


地域の狭い道路を広げるための費用を助成します 下関市道路拡幅まちなみ更新事業（補助金）

- 既成市街地で救急車、消防車の通行が困難な狭い道路が存在します。
- その課題解消に向けて、道路を広げるために支障となる塀や門等の移設等を行うことについて助成する制度です。なお、新しく道路として利用する土地は市に寄附いただくこととなります。
- 市民の皆様にご協力いただき、寄附いただいた土地を活用して道路を広げ、住みよいまちづくりを進めていきます。



【事業の目的】

人口減少及び少子高齢化の進展が顕著な既成市街地において、交通利便性の高い居住誘導区域における住環境の向上を図り、また、円滑な救急活動及び避難、延焼防止等に資する狭隘道路の拡幅について助成を行うことで、居住の誘導に資する取組をすすめ、まちなみの更新を推進することを目的とします。

下関市都市整備部都市計画課

補助の要件

助成を受けるには事前協議が必要です。申請前に完了した事業は助成対象となりません。

また、助成の要件は次のとおりです。

- 居住誘導区域内^{※1}の道路であること。
- 国道、県道、幹線1級市道、幹線2級市道^{※2}に接続する道路であること。
- 市道認定された路線^{※1}であること。
- 建築基準法第42条第2項に規定する道路^{※3}であること。
- 拡幅することで道路としての機能向上が図られる^{※4}ことが認められる道路であること。
- セットバックした後退用地や隅切りなど拡幅した用地を市に寄附していただくこと。

※1 居住誘導区域及び道路情報はしものせき情報マップからご確認いただけます。
しものせき情報マップ → 都市計画等の情報・道路情報

しものせき情報マップ



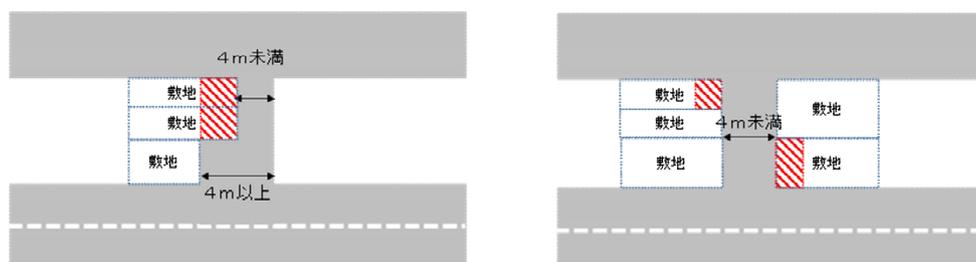
※2 幹線1級市道、幹線2級市道については、道路情報の路線番号1000番台、2000番台のものです。



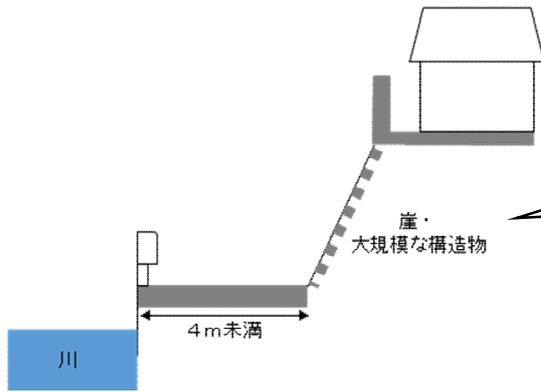
※3 市が指定する4mに満たない道路（建築基準法第42条第2項道路）に面した敷地では、建物の新築、増改築を行う場合、道路の中心線から2m後退すること（セットバック）が必要となります。

※4 機能向上が図られる道路拡幅のイメージは次図のとおりです。後退用地に占有物がある場合、申請者が撤去する必要があります。機能向上の判断については、寄附採納を含めて個別判断となります。

：後退用地



対象とならない可能性のある道路



道路の両側が崖や川でセットバックが困難である場合等、本制度の対象とならない可能性があります。

路線の一部がそのような構造の場合も対象とならない可能性があります。

補助対象経費と補助限度額

補助対象	補助限度額
ア 擁壁を除く工作物の撤去及び新設	①堀 見付面積1㎡につき29,000円 ②門柱 1本につき90,000円 ③門扉 1組につき143,000円 ※門扉を既存流用する場合 1組につき34,000円
イ 擁壁を除く工作物及び樹木の撤去	①堀 見付面積1㎡につき5,000円 ②門柱 1本につき19,000円 ③門扉 1組につき5,000円 ④生け垣を構成するもの及び低木以外の樹木 1本につき13,000円 ⑤生け垣 1mにつき8,000円
ウ 擁壁の撤去及び新設	高さ0.5~1m 幅1mにつき70,000円 高さ1~2m 幅1mにつき91,000円 高さ2m以上 幅1mにつき107,000円
エ 擁壁の撤去	見付面積 1㎡につき28,000円
オ 水道管、ガス管、排水管等の撤去及び新設	撤去及び新設に要する額
カ 道路管理者から寄附採納の要件として事前に承認を得た内容で行う整備工事の内、道路舗装、道路側溝等の排水施設整備及び安全対策	①道路舗装 舗装面積1㎡につき5,000円 ②道路側溝等の排水施設整備及び安全対策 整備工事に要する額
キ 後退用地を市に寄附するために行う測量及び分筆	測量及び分筆に要する額

上限) 100万円 ※上限を超える場合は申請者の負担となります。

